

改訂版
(R3. 8. 24)

感染症 対策備品の購入 支援 します！

最大 **10** 万円
補助率 **3/4**

☆補助対象者を拡大！

☆購入期限も延長！

「あいスタ認証」
に備えて！(※)



キャッシュレス機器



オートディスペンサー

空気清浄機



CO2センサー



申請期間

令和3年 **7** 月 **1** 日(木) ~ **9** 月 **30** 日(木)

(※)「あいスタ認証」はこちらから → → → <https://newaista-ninsho.jp>

制度の詳細、申請書のダウンロードは豊橋市ホームページから → → →



1. 補助対象要件

以下の全てに該当する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）

~~● 市内に本店（個人については住所）がある~~

※市内に店舗・施設があれば、市外に住所がある方も申請できるようになりました。

- 令和3年6月30日以前から市内において営業しており、申請日以降も継続する意思がある
- 対面で一般消費者を取引の相手とする店舗・施設を営んでいる
- 「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録し、QRコードを店舗に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗・施設
- 豊橋市「換気の見える化事業取組店」、愛知県「安全・安心宣言施設」、愛知県「あいスタ認証」、豊橋商工会議所「安全安心おもてなし宣言飲食店」のいずれかに登録し、PRステッカーまたはポスターを店舗に掲示することにより、感染防止対策啓発を行う店舗・施設

<対象となる店舗・施設の例>

小売店、飲食店、宿泊施設、技術サービス業（動物病院、写真館など）、生活関連サービス業（理美容室、クリーニング店、エステ、旅行代理店、ペット美容室、結婚式場、葬儀場など）、不動産業・物品賃貸業の店舗、専門サービス業（法律事務所など）、娯楽業（フィットネスクラブ、スポーツ施設、カラオケ店など）、教育・学習支援業（学習塾、カルチャー教室など）、あん摩、接骨院、質屋、保険代理店 など

※上記例に記載されていなくても、対象となる場合があります。

<<対象とならない場合>>

- ・ 市税を滞納している
- ・ 宗教上の組織・団体、政治団体である
- ・ 暴力団である、又は暴力団に関係している
- ・ 風営法に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業にかかる接客業務受託営業を行っている

2. 補助額

- 補助対象経費の 3/4 の額（千円未満切り捨て）
- 店舗ごとに上限 10 万円

※1店舗につき申請は1回まで

3. 補助対象経費

9月30日(木)

令和3年3月16日(火)(飲食店は3月1日(月))から~~8月31日(火)~~までに購入

した店舗・施設に設置する感染対策のための繰り返し使用できる備品(消耗品、ランニングコスト、設置・作成に伴う作業工賃は除く)

※上記期間中に納品、使用開始されていることが必要です。

<補助対象経費の例>

キャッシュレス機器、モバイルオーダー機器、自動精算機(セルフレジ)、CO2測定器(CO2センサー)、飛沫防止パネル(アクリル板・ビニールカーテン等)、オゾン発生器、空気清浄機、自動手指消毒器(オートディスペンサー)、エアコン(換気機能/空気清浄機能付きに限る)、サーキュレーターなど

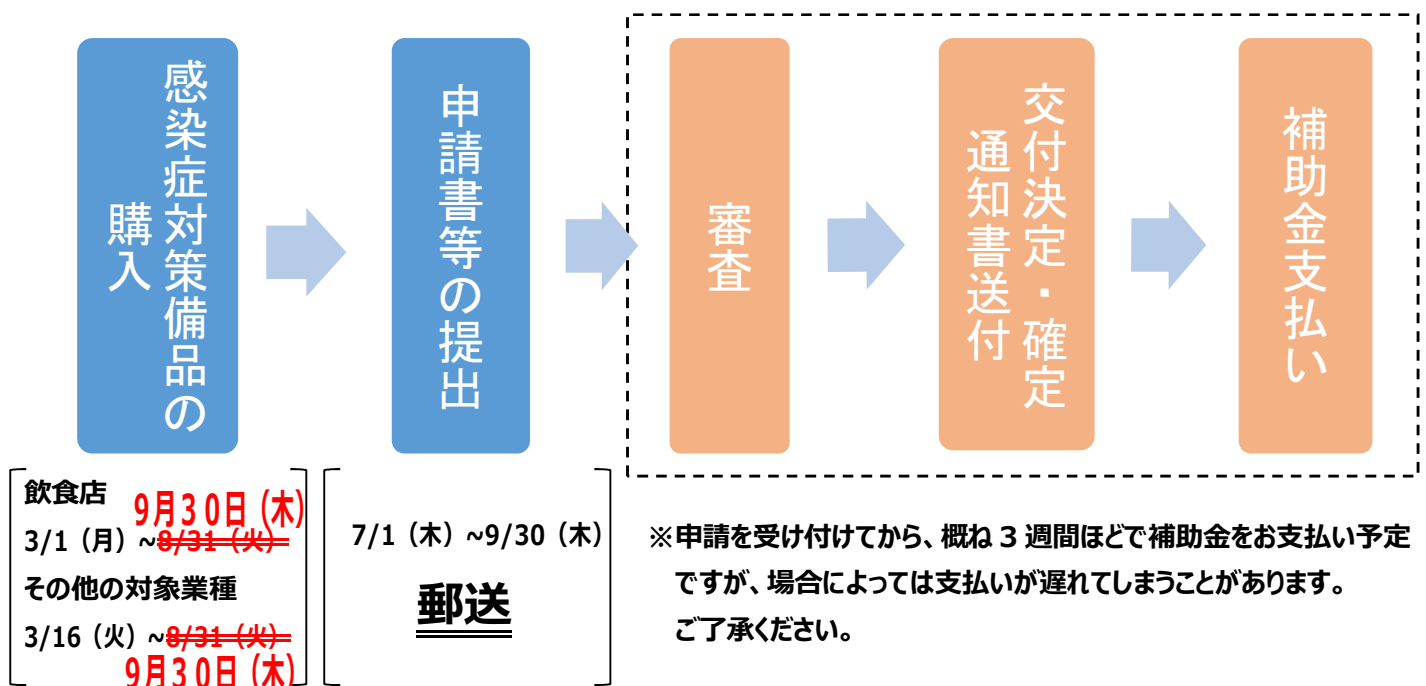
豊橋市ホームページに『補助対象経費一覧』を掲載しておりますので、ご確認ください。

※令和2年度の「豊橋市がんばる飲食店緊急支援補助金」、「豊橋市がんばる個店緊急支援補助金」をご利用いただいた方も、補助対象物の購入が上記期間内の場合は、対象となります。

《対象とならない場合》

- ・専ら従業員向けの感染対策備品
- ・フランチャイズチェーンであって、備品を本部が仕入れている場合
- ・クーポンや仮想通貨、ポイントにより購入したもの
- ・対象経費となる物品の支払先との関係が、夫婦・親子・法人とその代表者、同一人が代表者を務める法人、親会社・子会社の関係などである場合

4. 申請の流れ

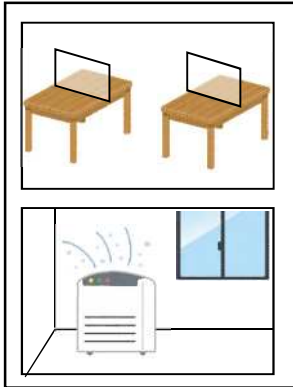


5.提出書類

※提出前に①～⑪の提出書類にチェックをお願いします。

- ①補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1）
- ②誓約書（様式第2）
- ③対象経費内訳書（様式あり）
宛名、領収者、品名、金額、支払日のすべての記載があるもの。
- ④対象経費の領収書等、支払ったことがわかる書類の写し
経費の内訳がわからない場合は、⑤も提出してください。
詳しくは、豊橋市HP掲載の『補助対象経費一覧』をご確認ください。
- ⑤対象経費の内訳がわかる請求書・見積書等の写し
- ⑥対象経費が確認できる写真
対象物によっては、機能が確認できる資料も必要となります。（空気清浄機、エアコン、キャッシュレス機器など）
- ⑦「豊橋市新型コロナ通知システム」のQRコードを店舗に掲示していることが分かる写真
- ⑧豊橋市「換気の見える化事業取組店」または愛知県「安全・安心宣言施設」または愛知県「あいスタ認証」または豊橋商工会議所「安全安心おもてなし宣言飲食店」のステッカー・ポスターを店舗に掲示していることが分かる写真

⑥の提出例（貼付用フォーマットあり）



※A4サイズの用紙に印刷または写真を貼付してください。
購入物品を店内で実際に使用している状況を撮影してください。
複数の物品を購入した場合、すべての物品の写真が必要です。

⑦⑧の提出例（貼付用フォーマットあり）



※ステッカー・ポスターと店舗名のわかる看板等と一緒に写真を撮影してください。（看板等が映っていない場合、ポスターに記載の店舗名がわかる写真も可）

- ⑨確定申告書の写し（個人） / 法人事業概況説明書の写し（法人）
青色申告の方は「青色申告決算書（1枚目と2枚目）」のみで可
- ⑩食品営業許可書の写し（飲食店） / 店舗概要のわかる資料（飲食店以外）→ホームページ、チラシなど
- ⑪補助金の振込先の口座が確認できる通帳等（見開き1・2ページ）の写し

※国の「小規模事業者持続化補助金」など、同じ補助対象経費に対して、別の補助金を受けている場合、交付決定及び対象経費がわかる書類が必要となります。

6.申請方法・お問合せ先

令和3年7月1日（木）から9月30日（木）までに **郵送** にて申請してください。 **※消印有効**

<申請先>

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市がんばる商店等感染症対策強化支援補助金事務局

<コールセンター>

TEL 0532-21-8210（午前9時～午後5時 ※土・日・祝除く）